

個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準（2021年1月）

目次

1. 概要	3
1-1. 対象範囲	3
1-2. 個人に対する典拠形アクセス・ポイントの根拠	3
1-3. 個人に対する典拠形アクセス・ポイントの訂正の基準	4
1-4. 凡例	4
2. 個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択基準	5
2-1. 対象	5
2-2. 創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとする個人	5
2-3. 創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとしない個人	6
2-4. 典拠形アクセス・ポイント（件名）とする個人	6
3. 個人に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準	6
3-1. 個人に対する典拠形アクセス・ポイントに係る文字の取扱い	6
3-2. 優先名称とその読み	7
3-2-1. 優先名称	7
3-2-2. 優先名称の読み	7
3-3. 優先名称の事例	8
3-3-1. 日本人	8
3-3-2. 中国人（名称が漢字で表されるモンゴル人、ベトナム人、チベット人を含む）	10
3-3-3. 韓国・朝鮮人	11
3-3-4. その他の外国人	12
3-4. 識別要素の付加	13
3-4-1. 生年および（または）没年	14
3-4-2. 展開形	14
3-4-3. 称号等	14
3-4-4. 職業・活動分野等	14
3-4-5. 書誌作成対象資料（初出資料）の出版年（月）	15
3-5. 同名異人	15
4. 異形名称	16
4-1. 同一名称の異なる形	16
4-2. 号を含む名称	16
4-3. 日本姓を含む複合名（倒置形）	17
4-4. 異なる名称	17

4-5. 旧称・新称	17
5. 関連	17
5-1. 個人間の関連	17
5-2. 家族との関連	17
6. 優先名称以外の識別要素	17
6-1. 生年および（または）没年	18
6-2. 称号等	18
6-3. 職業・活動分野等	18
7. 説明・管理要素	18
7-1. 所属	18
7-2. 賞歴	18
7-3. 共有筆名	18
7-4. 個人の識別子	18
7-5. 出典	19
更新履歴	20

1. 概要

1-1. 対象範囲

この基準は、『日本目録規則 2018 年版』(以下「NCR2018」) の「第 6 章 個人」および「第 26 章 個人」に基づき、国立国会図書館(以下「当館」)における個人に対する典拠形アクセス・ポイントについて規定する。

この基準は、『国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版 第 II 部 標目」適用細則』(2012 年 1 月)「第 23 章 著者標目」のうち、個人名の部分および『個人名標目の選択・形式基準(2012 年 1 月) (2017 年 8 月改訂版)』を引き継ぐものである。

NCR2018 適用対象資料のうち、典拠形アクセス・ポイント付与の対象となる資料は、次に示すものである。

国内で刊行された図書、単行の非図書資料、地図資料(ただし、アジア言語資料を除く)

外国で刊行された和図書、和の単行の非図書資料、和の地図資料

和古書

(参照: この基準でいう図書の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体現形、個別資料」適用細則(図書)(2021 年 1 月)」を見よ。この基準でいう単行の非図書資料の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体現形、個別資料」適用細則(非図書資料)(2021 年 1 月)」を見よ。この基準でいう地図資料の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体現形、個別資料」適用細則(地図資料)(2021 年 1 月)」を見よ。この基準でいう和古書の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 1 部 総説」「第 2 部 セクション 1 属性総則」「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体現形、個別資料」適用細則(和古書)(2021 年 1 月)」を見よ。)

なお、この基準の適用対象となる個人は、2021 年 1 月以降に新規に典拠データを作成する個人、または 2021 年 1 月以降に典拠形アクセス・ポイントの訂正を行う個人とする。

1-2. 個人に対する典拠形アクセス・ポイントの根拠

個人に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先名称を基礎として構築する。同名異人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために、生年、職業等の識別要素を付加して個人に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。

個人に対する典拠形アクセス・ポイントに記録する個人情報は、次から採用する。これらの情報の総称として「個人と結びつく資料の優先情報源等」を使用する。

- (1) 個人と結びつく資料の優先情報源
- (2) 個人と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報および本文
- (3) その他の情報源

他の情報源として次のものを使用する。

- ・公刊された人名辞書その他の参考図書類等
- ・官公庁、他国の国立図書館等が作成し提供するデータベース、その他のインターネット上の信頼性の高い情報資源

なお、典拠形アクセス・ポイントに含まれる個人情報の取扱いについては、「国立国会図書館の書誌データにおける個人情報取扱要領」（平成29年7月31日国図収1707272号）に従う。

1-3. 個人に対する典拠形アクセス・ポイントの訂正の基準

典拠形アクセス・ポイントの訂正は、単純な誤りのほか、次の場合に行う。

- (1) 「国立国会図書館の書誌データの修正に関する取扱い」（平成29年7月31日国図収1707274号）に従って典拠形アクセス・ポイントを訂正する場合
- (2) 優先して採用すべき文字種が判明した場合
- (3) 日本人の名称の読みが判明せず推量としていたが、異なる読みが個人と結びつく資料の優先情報源等から判明した場合
- (4) 中国人、韓国・朝鮮人の名称の読みを採用していなかったが、個人と結びつく資料の優先情報源等から判明した場合
- (5) 世系が個人と結びつく資料の優先情報源等から判明した場合
- (6) 生年および（または）没年が個人と結びつく資料の優先情報源等から判明した場合
- (7) 称号等が個人と結びつく資料の優先情報源等から判明した場合
- (8) 同名異人との識別のため、職業・活動分野等のみを識別要素として名称に付加していたが、個人と結びつく資料の優先情報源等から生年および（または）没年が判明した場合
- (9) 同名異人との識別のため、書誌作成対象資料（初出資料）の出版年（月）を識別要素として名称に付加していたが、個人と結びつく資料の優先情報源等から生年および（または）没年、または職業・活動分野等が判明した場合
- (10) より信頼性の高い根拠による優先名称が判明した場合

1-4. 凡例

例示に使用する記号の意味は、次のとおりである。

・ A ⇒ B

A が個人と結びつく資料の優先情報源等に表示された形等で、B がその優先名称であることを表す。

・ A ← B

A が優先名称であり、B が A の異形名称であることを表す。

・ A ⇒ B

 ← C

 ← D

B が優先名称であり、C と D が B の異形名称であることを表す。

・ A ⇔ B

A と B が優先名称であり、それぞれの典拠形アクセス・ポイントを相互に関連づけたもの（個人間の関連）を表す。

・ 優先名称および異形名称の読みは、それぞれの後に||をつけて表す。

- 〔〕は、例示における説明・解説を表す。
- 「△」は、半角スペースを表す（区切り記号として用いるスペース、記述上のスペース、分かち書きのスペースを含む）。
- 「,△」は、名称もしくは読みの姓と名の区切りまたは識別要素の付加を表す。

なお、例示について、典拠形アクセス・ポイントの一部として記録する識別要素、読み、異形名称、個人間の関連は、説明に必要なものだけを挙げる。識別要素は、優先名称の後に「△」または「,△」に続けて付加する。

2. 個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択基準

2-1. 対象

個人を対象とする。また、次の場合も個人扱いとする。

- (1) 個人の名称の形式を有する共有筆名やグループ名

【例】 霧島,△那智

〔若桜木虔、日向彩雲、瑞納美鳳、霧島永人の共有筆名〕

- (2) 団体の名称の形式を有する個人

【例】 渡辺電機△(株)

〔漫画家の筆名〕

2-2. 創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとする個人

著作の創作に責任を有すると判断した個人、著作と関連を有すると判断した個人、または表現形の成立に寄与すると判断した個人を、創作者、非創作者、寄与者に対する典拠形アクセス・ポイント（以下「創作者等に対する典拠形アクセス・ポイント」）に選択する。具体的には、次の（1）～（10）に含まれる個人を創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとする。

ただし、非図書資料においては、原則として一つの責任表示に対して3番目までに含まれる個人を創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとする。

- (1) 本タイトルに関係する責任表示

(2) 書誌作成対象資料に総合タイトルの表示がなく、個々の著作のタイトルが列記されている場合の、個々の著作のタイトルに関係する責任表示

(3) 特定の版または付加的版にのみ関係する責任表示（和古書を除く）

(4) シリーズに関係する責任表示

(5) 地図資料、和古書について、形態的に2冊以上からなる場合の各冊のタイトルに関係する責任表示

(6) 内容細目に記録した部編名等に関係する責任表示

(7) 図書、和古書について、内容細目に記録したタイトルに関係する責任表示のうち、重要なと判断した個人

(8) 責任表示として記録しないが、本タイトル等に含まれる個人のうち、著作の創作に責任を有するか、著作と関連を有するか、または表現形の成立に寄与すると判断した個人

- (9) 注記した個人のうち、著作の創作に責任を有するか、著作と関連を有するか、または表現形の成立に寄与すると判断した個人（非図書資料を除く）
- (10) 図書について、記念論文集の被記念者等

2-3. 創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとしない個人

- (1) 責任表示中の架空の著者（動物、フィクションの登場人物、心靈等）
- (2) 体現形の記述として記録した個人のうち、著作の創作に責任を有すると判断した個人、著作と関連を有すると判断した個人、または表現形の成立に寄与すると判断した個人以外の個人

2-4. 典拠形アクセス・ポイント（件名）とする個人

個人伝記、特定個人に関する資料について、対象となっている主要な個人を典拠形アクセス・ポイント（件名）とする。その採用はおおむね三つまでとし、対象となる個人が多数の場合は、より包括的な典拠形アクセス・ポイント（件名）を記録する。

（参照：「国立国会図書館件名作業指針」の「個人名件名新設・付与基準」を見よ。）

3. 個人に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準

3-1. 個人に対する典拠形アクセス・ポイントに係る文字の取扱い

使用する文字コードは、Unicode/UTF-8 である。そのうち実際に使用するのは、「文字の取扱い基準（2021年1月）」に規定する範囲内の文字とする。

- (1) 漢字は、原則として所定の情報源に使用されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。江戸期以前の日本人の名称における漢字は、旧字を新字にする等、字体の統一を行う。
- (2) 仮名はそのまま記録する。変体仮名は平仮名に改める。
- (3) 日本人、中国人、韓国・朝鮮人以外の個人（以下「その他の外国人」）の名称における大文字の使用法は、当該言語の慣行に従う。
- (4) その他の外国人の名称で使用される漢字、仮名、ハングル、ラテン文字以外の文字は、原則としてラテン文字に翻字する。なお、翻字法は「ALA-LC Romanization Tables」による。

【例】 Ц в е т а е в а, △М а р и н а ⇒ TSveteva, △Marina

【例】 Т ρ i ф i o δ ω ρ o σ ⇒ Triphiodoros

- (5) 中国簡化文字（簡体字）は、日本で使用される漢字に置き換える。中国簡化文字の置き換えは、「中国簡化文字表」（『大漢和辞典』（大修館書店））、『中日辞典』（小学館）による。
- (6) 漢字、仮名による表示形がある場合は、ハングルによる表示形よりも優先して記録する。漢字、仮名による表示形が容易に判明しない場合は、ハングルをそのまま記録する。
- (7) 名称に出現した漢数字・アラビア数字・ローマ数字はそのまま記録する。日本人の世系として記録する場合、生年および（または）没年、活動期間や書誌作成対象資料（初出資

料) の出版年(月)を識別要素として付加する場合は、漢数字・ローマ数字はアラビア数字に置き換えて記録する。

(8) 記号は、省略すると名称自体を損なうと判断される場合を除き、記号を省いた形を優先名称とするか、または別途定める基準に従い置き換える。

【例】 [イニシャルにつく記号はピリオドに統一する]

ボワイян・S・米田 ⇒ ボワイян・S.△米田

【例】 [姓と名で文字種が異なる場合は、その区切りの記号を省略する]

バーバラ・寺岡 ⇒ バーバラ寺岡

(9) 再現不能の文字は、「文字の取扱い基準(2021年1月)」に従い記録する。

3-2. 優先名称とその読み

3-2-1. 優先名称

優先名称は、個人と結びつく資料の優先情報源等から採用する。

姓名の形をもつ個人の名称は、姓名の順とし、姓と名の間をコンマ、スペース「,△」で区切って記録する。姓と名から構成されていない個人の名称は、1語で記録する。

3-2-2. 優先名称の読み

日本人の漢字および(または)仮名による優先名称の読みは、個人と結びつく資料の優先情報源等から採用する。個人と結びつく資料の優先情報源等から判明しない場合は、インターネット検索や本人等への問い合わせなどの手段で調査した読みを記録する。また、目録作業者が容易に判断できる読みについては、調査を省略して推量読みを採用することがある。

中国人の漢字による優先名称(漢字で表されるモンゴル人、ベトナム人、チベット人の名称を含む)の読みおよび韓国・朝鮮人の漢字またはハングルによる優先名称の読みは、原則として個人と結びつく資料の優先情報源または個人と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報および本文から採用する。個人と結びつく資料の優先情報源または個人と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報および本文から判明しない場合は記録しない。

(3-3-2. 中国人(名称が漢字で表されるモンゴル人、ベトナム人、チベット人を含む)および3-3-3. 韓国・朝鮮人 参照)

姓名の形をもつ個人の名称の読みは、姓と名の間をコンマ、スペース「,△」で区切って記録し、姓と名から構成されていない個人の名称の読みは、1語または必要であれば分かち書きで記録する。

読みは、片仮名、ラテン文字、アラビア数字および記号等で記録し、当館で定める「読みの基準(2021年1月)」の「別紙4. 分かち書き基準」に従い分かち書きを行う。

片仮名、ラテン文字、アラビア数字および記号の読みは、そのまま記録する。ラテン文字、アラビア数字および記号のみで表示される名称は、読みを記録しないことがある。

3-3. 優先名称の事例

3-3-1. 日本人

主たる活躍時期が明治期以降の日本人の名称は、原則として最初に書誌データを作成するとき、その資料に表示されている形を優先名称とする。同一人物が2以上の名称を用いる場合は、それぞれを優先名称とする。（5. 個人間の関連 参照）

江戸期以前の日本人の名称は、参考資料等において多く用いられている形を優先名称とし、筆名、雅号、通称など、2以上の名称を用いる場合であっても、それぞれを優先名称としない。

（（9）江戸期以前の日本人の名称 参照）

（1）姓名の形をもつ個人の名称

姓名の形をもつ個人の名称は、姓名の順とし、姓と名の間をコンマ、スペース「,△」で区切って名称を記録する。名称に含まれる尊称や敬称は省略する。

漢字および（または）仮名による表示形を選択した日本人の名称は、併せてその読みを記録する。

【例】湯川,△秀樹||ユカワ,△ヒデキ

（2）姓と名から構成されていない個人の名称

姓と名から構成されていない名称は、表示されている形で記録し、その読みは、適切な単位で分かち書きして記録する。

【例】和泉式部||イズミ△シキブ

【例】イチロー||イチロー

姓または名の一方しか明らかでないか、一方でのみ知られている個人の名称は、その名称を記録する。敬称等の語句を伴う場合に、識別が必要なときは省略せず、名称に続けて記録する。

【例】梁田||ヤナダ

【例】千代尼||チヨニ

（3）世系を含む名称

世襲する世系は、よく見られる形を優先名称の一部として記録する。ただし、複数の個人が同一名称を有する場合は、世系の形は一貫したものとする。

【例】中村,△雀右衛門△4世||ナカムラ,△ジャクエモン△4セイ

【例】林家,△正蔵△9代目||ハヤシヤ,△ショウゾウ△9ダイメ

（4）英数字のみ、または英数字を含む名称

英数字のみの名称は、表示されている形で記録する。読みは、個人と結びつく資料の優先情報源等に表示されている場合は記録する。

【例】5・SEASON

【例】326||ミツル

記号や数字を含む名称は、表示されている形で記録する。読みは、適切な単位に分かち書きして記録する。

【例】Dai@だいすきらんど||Dai△@△ダイスキ△ランド

（5）平仮名のみで構成されている名称

【例】 いしい,△ひさいち||イシイ,△ヒサイチ

児童書の著者の名称等、読者対象にあわせた文字種の場合は、漢字による表示形を優先して採用する。

【例】 わらべきみか ⇒ 童,△公佳||ワラベ,△キミカ

← わらべ,△きみか

(6) 姓名の順が逆転している名称

名、姓の順に構成されている筆名、芸名などは、その順に、コンマ、スペース「,△」で区切らずに記録する。読みは、分かち書きして記録する。

【例】 ジェームス三木||ジェームス△ミキ

【例】 フランキー堺||フランキー△サカイ

(7) 号を含む名称

姓と名ではないが、姓と名のよう慣用されている名称は、姓と名の場合と同様の形で記録する。

【例】 松尾,△芭蕉||マツオ,△バショウ

【例】 東洲斎,△写楽||トウショウサイ,△シャラク

姓と名に号を冠している名称は、号を省略する。号を含む名称は異形名称とする。

【例】 淡々斎千宗室 ⇒ 千,△宗室△14世||セン,△ソウシツ△14セイ

← 淡々斎千宗室

(8) 外国の姓または名をもつ名称等

複合姓のように、日本人の名称の要素と外国人の名称の要素から構成されている名称は、本人が常用している形を記録する。

【例】 内田スミスあゆみ ⇒ 内田スミス,△あゆみ||ウチダ△スミス,△アユミ

婚姻等により日本人の名称の要素と外国人の名称の要素から構成されている名称も、本人が常用している形を記録する。

【例】 瓜谷アウロラ ⇒ 瓜谷,△アウロラ||ウリタニ,△アウロラ

【例】 ダルビッシュ有 ⇒ ダルビッシュ,△有||ダルビッシュ,△ユウ

← Darvish,△Sefat Farid Yu

【例】 マークス寿子 ⇒ マークス,△寿子||マークス,△トシコ

← Marks,△Toshiko

【例】 クーデンホーフ光子 ⇒ クーデンホーフ,△光子||クーデンホーフ,△ミツコ

← Coudenhove-Kalergi,△Mitsuko

【例】 ラモス瑠偉 ⇒ ラモス,△瑠偉||ラモス,△ルイ

日系人の名称も、本人が常用している形を記録する。

【例】 イサム・ノグチ ⇒ Noguchi,△Isamu

← ノグチ,△イサム

【例】 南部陽一郎 ⇒ 南部,△陽一郎||ナンブ,△ヨウイチロウ

(9) 江戸期以前の日本人の名称

江戸期以前の日本人の名称は、参考資料等において多く用いられている形を優先名称とし、筆名、雅号、通称など2以上の名称を用いる場合であっても、それぞれは優先名称とせず異形名称とする。

【例】 葛飾北斎 ⇒ 葛飾,△北斎||カツシカ,△ホクサイ
← 葛飾,△北斎
← 勝川,△春朗
← 画狂老人

(10) 姓名の間に「ノ」を入れて読む名称

おおよそ中世までの日本人の名称で慣用される、姓と名の間の「ノ」の読みは、原則として採用しない。ただし、姓が短い場合に例外的に「ノ」を記録することがある。

【例】 鴨長明 ⇒ 鴨,△長明||カモ,△チヨウメイ
【例】 紀貫之 ⇒ 紀,△貫之||キノ,△ツラユキ

(11) 天皇・皇族の名称

天皇、皇后、皇太子、皇太子妃は、敬称とあわせて、「天皇陛下」、「皇后陛下」、「皇太子殿下」、「皇太子妃殿下」と記録する。

追号された天皇、皇后は、その追号を記録する。

【例】 昭和天皇||ショウワ△テンノウ
親王、内親王は、名と「親王殿下」または「内親王殿下」を合わせて記録する。

【例】 愛子内親王殿下||アイコ△ナイシンノウ△デンカ
宮家を創設または継承した親王については、宮号を姓とみなして、通常の姓名の形をもつ名称として記録する。その宮家の親王妃、親王、内親王、王、女王などについても、同様の形で記録する。

【例】 高円宮,△久子||タカマドノミヤ,△ヒサコ
皇位継承等に伴い、名称が変わった場合は、新しい名称を優先名称として記録する。
【例】 上皇陛下||ジョウコウ△ヘイカ

3-3-2. 中国人（名称が漢字で表されるモンゴル人、ベトナム人、チベット人を含む）

中華民国成立以降の中国人が2以上の名称を用いる場合は、それぞれを優先名称とする。

清朝以前の中国人の典拠形アクセス・ポイントは、原則として本名（諱：いみな）を優先名称とする。筆名、雅号など、2以上の名称を用いる場合であっても、それぞれを優先名称としない。ただし、字（あざな）などのほうがよく知られている場合は、こちらを採用する。

漢字による表示形が判明すれば優先して採用する。漢字による表示形が判明しない場合は、仮名による表示形があればそれを採用し、ラテン文字による表示形のみであれば、その他の外国人の名称扱いとする。（3-3-4. その他の外国人 参照）

読みは、原則として個人と結びつく資料の優先情報源または個人と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報および本文から採用する。個人と結びつく資料の優先情報源または個人と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報および本文から判明しない場合は記録しない。（3-2-2. 優先名称の読み 参照）

(1) 謄(いみな)を採用する。

【例】〔諄を優先名称とし、号を異形名称とする〕

蘇,△軾||ソ,△ショク

← 蘇,△東坡||ソ,△トウバ

(2) 既婚女性で夫の姓を冠している場合は、夫の姓を冠しない形を優先名称とする。

【例】宋,△美齡||ソウ,△ビレイ

← 蔣宋,△美齡||ショウ△ソウ,△ビレイ

〔夫の姓を冠した形を異形名称とする〕

(3) 漢字による表示形不明の中国人の名称は、仮名による表示形を優先名称とする。

【例】チャン・リンリン ⇒ チャン,△リンリン||チャン,△リンリン

← Zhang,△Lingling

(4) ラテン文字による表示形しか判明しない場合は、その他の外国人の名称扱いとする。

【例】Yuan△Chuan△Lee ⇒ Lee,△Yuan△Chuan

〔3-3-4. その他の外国人 参照〕

(5) 漢字による表示形のモンゴル人の名称

【例】楊,△海英||ヨウ,△カイエイ

(6) 漢字による表示形のベトナム人の名称

【例】阮,△進瀾||ゲン,△シンラン

(7) 優先名称に記録した読みと異なる読みは、異形名称とする。

【例】王,△輝||オウ,△キ

← 王,△輝||ワン,△ワイ

(8) ピンイン等ラテン文字による表示形は、異形名称とする。

【例】張,△平||チョウ,△ヘイ

← Zhang,△Ping

3-3-3. 韓国・朝鮮人

韓国・朝鮮人が2以上の名称を用いる場合は、それぞれを優先名称とする。

漢字による表示形が判明すれば優先して採用する。漢字による表示形が判明しない場合は、仮名による表示形があればそれを採用し、ラテン文字による表示形のみであれば、その他の外国人の名称扱いとする。(3-3-4. その他の外国人 参照)

読みは、原則として個人と結びつく資料の優先情報源または個人と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報および本文から採用する。個人と結びつく資料の優先情報源または個人と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報および本文から判明しない場合は記録しない。(3-2-2. 優先名称の読み 参照)

(1) 漢字による表示形不明の韓国・朝鮮人の名称は、仮名による表示形を優先名称とする。

【例】チャン・キホン ⇒ チャン,△キホン||チャン,△キホン

【例】ぱくきょんみ ⇒ ぱく,△きょんみ||パク,△キョンミ

(2) ラテン文字による表示形しか判明しない場合は、その他の外国人の名称扱いとする。

【例】 Seo-Hang△Lee ⇒ Lee,△Seo-Hang

[3-3-4. その他の外国人 参照]

(3) 優先名称に記録した読みと異なる読みは、異形名称とする。

【例】 李,△恢成||イ,△フェソン

← 李,△恢成||リ,△カイセイ

3-3-4. その他の外国人

その他の外国人の優先名称は、個人と結びつく資料中の表示にかかわらず、原語形を優先して採用し、原則として米国議会図書館（以下「LC」）典拠データの優先名称を採用する。原語形が個人と結びつく資料の優先情報源等から判明しない場合は、仮名による表示形を優先名称とし、原語形が判明した時点で訂正する。（1-3. 典拠形アクセス・ポイントの訂正の基準参照）

LCの典拠データベースに該当する個人の典拠データがない場合は、各言語の習慣を考慮し、形式を決定する。

読みは記録しない。

また、原語形に対する仮名による表示形は、優先名称に採用せず、異形名称とする。

(1) 原則として姓名の原語形を採用する。ただし、漢字、仮名、ハングル、ラテン文字以外の文字は、原則として翻字形を優先名称とする。

姓名の形をもつ個人の名称は、姓名の順とし、コンマ、スペース「,△」で区切って記録する。

【例】 ボビー・アン・メイソン ⇒ Mason,△Bobbie△Ann

← メイソン,△ボビー・アン

(2) 古代ギリシャ人の名称は、LC 典拠データの優先名称よりもギリシャ文字による表示形の翻字形を優先して採用する。

【例】 Eunapios [ギリシャ文字による表示形の翻字形]

← Eunapius [LC 典拠データ (ラテン語)]

【例】 Galenos [ギリシャ文字による表示形の翻字形]

← Galen [LC 典拠データ (英語)]

← Galenus [ラテン語]

(3) 個人の名称に詳細度の異なる形がある場合は、LC 典拠データの優先名称を採用する。

LC 典拠データの優先名称がイニシャル形と展開形からなる場合は、イニシャル形を採用し、展開形を識別要素として記録する。

【例】 Millard,△A.△R. (Alan△Ralph) [採用する典拠形アクセス・ポイント]

← Millard,△Alan△Ralph

[LC 典拠データの典拠形アクセス・ポイント： Millard,△A.△R.(Alan△Ralph)]

LC の典拠データベースに該当する個人の典拠データがない場合は、最もよく見られる形を優先名称として選択する。イニシャルなどを含む形を優先名称に採用した場合、展開

形を含む形を異形名称とする。最もよく見られる形が特定できない場合は、詳細な形を優先名称として記録する。

(4) 名称に含まれる前置語（冠詞、前置詞等）の扱いは、本人の常用する言語や居住する国の習慣に従う。

【例】メアリ・ド・モーガン ⇒ De△Morgan,△Mary ← ド・モーガン,△メアリ

(5) 複合姓は、本人が常用する形を優先名称とする。

【例】ロイド・ジョージ ⇒ Lloyd△George,△David
← ロイド・ジョージ

【例】ヨゼフ・ミューラー=ブロックマン ⇒ Muller-Brockmann,△Josef
← ミューラー△=△ブロックマン,△ヨゼフ

(6) 世系をもつ場合は、優先名称で使用した言語による形を採用する。ラテン文字による優先名称の場合の世系は、ラテン文字によりローマ数字を表現して記録する（LC 典拠データの優先名称を採用する場合を含む）。この場合、世系をアラビア数字に置き換えた形を異形名称として記録する。（4-1. 同一名称の異なる形 参照）

【例】Paul△VI

(7) 王族の称号は、個人と結びつく資料の優先情報源等から判明すれば優先名称に識別要素として付加する。（3-4. 識別要素の付加 参照）

(8) ラテン文字による表示形しか判明しない中国人、韓国・朝鮮人の名称は、その他の外国人の名称扱いとする。

【例】Chenming△Hu ⇒ Hu,△Chenming [中国人]

【例】Kwang-Heui△Park ⇒ Park,△Kwang-Heui [韓国・朝鮮人]

(9) ラテン文字による表示形が容易に判明しない他の外国人の名称は、仮名による表示形を優先名称とする。

3-4. 識別要素の付加

必要に応じて、優先名称に以下の3-4-1～3-4-5の識別要素を付加して、典拠形アクセス・ポイントを構築する。

以下の識別要素は、個人と結びつく資料の優先情報源等から採用する。ただし、職業については一般によく用いられている語彙を統一的に使用することがある。

生年および（または）没年、展開形、称号等、職業・活動分野等が判明しない場合は、その個人について最初に典拠形アクセス・ポイントを作成する書誌作成対象資料（初出資料）の出版年（月）で代替する。この措置は暫定であり、他の識別要素（次の3-4-1～3-4-4）が判明した時点で訂正する。（1-3. 典拠形アクセス・ポイントの訂正の基準 参照）

3-4-1. 生年および（または）没年

個人と結びつく資料の優先情報源等から判明すれば記録する。原則として西暦年を、アラビア数字で記録する。江戸期以前の日本人については、生年および（または）没年が判明しない場合でも、主な活動分野で活動した期間を記録する。

【例】〔生年および（または）没年で区別〕

鈴木,△正義,△1911-

鈴木,△正義,△1915-1993

【例】〔江戸期以前の日本人における活動期間の付加〕

源,△雅亮,△平安時代後期

3-4-2. 展開形

その他の外国人の優先名称の一部にイニシャル等を含んでいる場合や、その完全な形が LC 典拠データにおいて識別要素として付加している場合に記録する。

【例】 Kennedy,△John△F.△(John△Fitzgerald)

3-4-3. 称号等

王族の称号は、個人と結びつく資料の優先情報源等から判明すれば記録する。

【例】 Victoria,△Queen△of△Great△Britain

貴族の称号や聖職者であることを示す語句は、個人と結びつく資料等において個人の名称とともにあらわされるのが通常である場合のみ、記録する。原則として優先名称に採用した言語と同じ言語を用いるが、判明しない場合は、日本語形を用いる。

【例】 Disraeli,△Mary△Anee,△Viscountess△Beaconsfield

それ以外の敬称、称号、学位、職業上の肩書等（Sir, Jr., Mrs., Dr.等）は記録しない。

【例】 Dr.△Harry△Smith ⇒ Smith,△Harry

ただし、夫の姓名しか判明しない等、識別上必要な場合は敬称等を含めた形を記録する。

【例】 チャールズ・E.カウマン夫人 ⇒ Cowman,△Charles△E.,△Mrs.

← チャールズ・E.カウマン夫人

[カウマン夫人,△チャールズ・E.とはしない]

3-4-4. 職業・活動分野等

同名異人が存在し、3-4-1～3-4-3で区別できない場合（同一、不明など）に個人が一般に生業として従事している業種を記録する。個人の職業が大学教員や高等専門学校教員、政府関係機関の研究職の場合は、個人が従事している、または従事していた活動分野を記録する。

【例】〔生年および（または）没年が不明のため職業で区別〕

渡辺,△一男

渡辺,△一男,△弁護士

【例】〔生年が同じため職業で区別〕

中村,△功,△1935-
中村,△功,△1935-△医師

3-4-5. 書誌作成対象資料（初出資料）の出版年（月）

同名異人が存在し、3-4-1～3-4-4が判明しない場合は、書誌作成対象資料（初出資料）の出版年を西暦年に「pub.△」を冠して記録する。出版年が同一の場合は、さらに月を記録する。

【例】〔書誌作成対象資料（初出資料）の出版年で区別〕

坂本,△真一郎
坂本,△真一郎,△pub.△2005

【例】〔書誌作成対象資料（初出資料）の出版年月で区別（出版年が同じ場合は月も付加する）〕

佐藤,△久美子
佐藤,△久美子,△pub.△2005
佐藤,△久美子,△pub.△2005.12

3-5. 同名異人

優先名称が同一である場合の別人は同名異人とする。日本人の場合は、名称の漢字による表示形が同じでも読みが異なれば同名異人とはみなさない。

なお、次の（1）～（6）は、別字として記録するが、同名異人かどうかの判断の際には同字として扱う。

（1）新字体・旧字体の関係にある文字

【例】栄-榮　辺-邊　岳-嶽

（2）JIS C 6226-1978（JIS78）とJIS X 0208-1983（JIS83）で第1水準と第2水準が入れ替わり、コード番号も入れ替わった文字（22組ある）

【例】鰯-鰆　鶯-鳶　檜-桧

（3）異体字のうち、1997年以前に当館において字体を統一していた文字（異体字は原則として別字扱い）

【例】館-館　辺-邊　淵-渓

（4）同一人物の名称でも表示が統一されないことがある文字

【例】己-巳-巳　島-嶋-島　斎-齊　高-高

（5）旧字体と字形が酷似しているために混同する可能性のある文字

【例】写-寫（写の旧字は寫）　纖-纖（纖の旧字は纖）

（1）～（5）に該当しない異体字は、原則として同名異人の判断には別字として扱う。

（6）ラテン文字等の大文字・小文字

【例】次のa～cは同名異人の関係である。

a：斎藤,△実,△1954-||サイトウ,△ミノル

- b : 斎藤,△実,△1928-||サイトウ,△ミノル
c : 斎藤,△實,△1961-||サイトウ,△ミノル
d は読みが異なるので a~c と同名とはみなさない
d : 斎藤,△実,△1858-1936||サイトウ,△マコト

4. 異形名称

優先名称に採用しない名称、また、優先名称として選択した名称の異なる形が、個人と結びつく資料等から判明した場合は、異形名称とする。

このほか、その他の外国人における個人と結びつく資料中の仮名による表示形など、検索上必要と判断した形式も異形名称として記録する。

4-1. 同一名称の異なる形

優先名称として選択した名称と形が異なる同一名称は、異形名称として記録する。

【例】〔読みが同じ、かつ一文字程度の違いで容易に同一人物とわかる場合〕

高木,△和男 ← 高木,△和夫

【例】〔異なる字体の場合〕

高樹,△のぶ子 ← 高樹,△のぶ子

【例】〔異なる文字種の場合〕

古館,△克明 ← Furudate,△Katsuaki

Shakespeare,△William ← シェイクスピア,△ウィリアム

Paul△VI ← Paul△6

〔3-3-4. その他の外国人 参照〕

【例】〔読みのみ異なる場合〕

吉井,△亜彦||ヨシイ,△ツグヒコ ← 吉井,△亜彦||ヨシイ,△アヒコ

林,△芳||リン,△ホウ ← 林,△芳||リン,△ファン

〔3-3-2. 中国人（名称が漢字形で表されるモンゴル人、ベトナム人、チベット人を含む） 参照〕

李,△恢成||イ,△フェソン ← 李,△恢成||リ,△カイセイ

〔3-3-3. 韓国・朝鮮人 参照〕

【例】〔綴りの異なる場合〕

金子,△みすず ← 金子,△みすゞ

4-2. 号を含む名称

優先名称に採用しなかった号を含む名称は、異形名称に記録する。

【例】千,△宗室 ← 淡々斎千宗室

〔3-3-1. 日本人（7）号を含む名称 参照〕

4-3. 日本姓を含む複合名（倒置形）

【例】 山本,△キャロル・ベック ← キャロル・ベック山本

4-4. 異なる名称

優先名称として選択しなかった名称を記録する。

【例】 [本名]

Henry,△O. ← Porter,△William△Sydney

4-5. 旧称・新称

変更前または変更後の名称が判明したが、個人に対する典拠形アクセス・ポイントを作成していない場合は、異形名称として記録する。

【例】 植川,△千代 ← 臼井,△千代

5. 関連

5-1. 個人間の関連

2 以上の名称を用いる場合は、それぞれの名称を優先名称とするときは、個人間の関連により関連づける。個人間の関連とするのは、個人と結びつく資料等から判明する場合、または同一人物であることを本人に確認した場合のみとする。それぞれの名称を優先名称とするのは、号・筆名など2以上の名称を使い分けている場合や、婚姻や襲名による改姓改名などで、それぞれの名称で著作があるときである。これ以外の場合は異形名称とする。

【例】 [筆名の使い分け]

栗本,△薰 ⇄ 中島,△梓

色川,△武大 ⇄ 阿佐田,△哲也 ⇄ 井上,△志摩夫

【例】 [婚姻による改名]

Berrueta,△Aurora. ⇄ 瓜谷,△アウロラ

【例】 [古典芸能の襲名による改名]

中村,△勘九郎△5代目 ⇄ 中村,△勘三郎△18代目

5-2. 家族との関連

家族の著名な構成員と家族との関連は、別途規定する。

(参照: 「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第3部 関連」適用細則 (2021年1月)」を見よ。)

6. 優先名称以外の識別要素

優先名称以外の識別要素として、以下の情報が個人と結びつく資料の優先情報源等から判明した場合に必要に応じて記録する。また、同名異人との識別のために必要な場合は、優先名称に付加する識別要素として記録する。

6-1. 生年および（または）没年

3-4-1に従って記録する。

6-2. 称号等

3-4-3に従って記録する。

6-3. 職業・活動分野等

個人が一般に生業として従事している業種を記録する。個人の職業が大学教員や高等専門学校教員、政府関係機関の研究職の場合は、職業の他に個人が従事している、または従事していた活動分野を記録する。職業や大学教員等の活動分野は、3-4-4に従って記録する。

7. 説明・管理要素

説明・管理要素として、以下の情報を個人と結びつく資料の優先情報源等から採用して記録する。

7-1. 所属

個人が雇用、会員資格、文化的アイデンティティなどを通じて属している、または属していた集団があり、優先名称以外の識別要素がない場合は、所属を記録する。

個人とその集団の関係性を示す語句を付加する。

【例】埼玉県勤務

【例】千葉県立高校教諭△(国語科)

7-2. 賞歴

優先名称以外の識別要素がない場合は、個人を識別する情報として賞歴を記録する。

【例】第24回新潮新人賞受賞

7-3. 共有筆名

複数の個人による共有筆名で、姓と名のように慣用されている名称と判明した場合に記録する。

【例】安孫子素雄と藤本弘の共有筆名

7-4. 個人の識別子

個人の典拠データに対して当館が付与した、典拠レコード管理番号を記録する。

【例】00015619

他機関が付与した識別子が判明した場合は、必要に応じて記録する。

【例】n△79084664 [米国議会図書館典拠レコード管理番号]

【例】0000-0002-2909-7163 [Open Researcher and Contributor ID]

7-5. 出典

個人の典拠形アクセス・ポイントを決定する際に使用した個人と結びつく資料の優先情報源等を記録する。必要に応じて、情報源内の情報を発見した箇所などを特定できるように記録する。

更新履歴

更新日	更新内容
2021年1月	初版掲載
2021年7月	<p>2-2. 非図書資料の適用範囲を各条項で示し、「(1)～(6)について、」の記載は削除。</p> <p>2-2. (5) 地図資料、和古書に限定する形に修正。</p> <p>2-2. (7) 重要と判断した場合に限定する形に修正。また、対象に図書を追加。</p> <p>2-2. (8) 対象に非図書資料を追加。</p> <p>2-2. (9) 非図書資料を除外する点を追記。</p>
2024年3月	7-4. 2023年4月の運用変更を反映し、米国議会図書館典拠レコード管理番号を含む他機関の識別子を必要に応じて記録できる形に修正。
2025年8月	5-2. 追加